

2023年2月1日

森トラスト総合リート投資法人と森トラスト・ホテルリート投資法人との間の  
吸収合併に係る投資信託及び投資法人に関する法律第149条の6第1項に定める備置書面の  
記載事項の変更

東京都港区虎ノ門四丁目三番一号  
森トラスト総合リート投資法人  
執行役員 八木 政幸

森トラスト総合リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が、森トラスト・ホテルリート投資法人（以下「MTH」といいます。）との合併につき備え置く、2023年1月17日付「森トラスト総合リート投資法人と森トラスト・ホテルリート投資法人との間の吸収合併に係る投資信託及び投資法人に関する法律第149条の6第1項に定める備置書面」（以下「事前備置書面」といいます。）について、以下の事項に変更が生じたので、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）第149条の6第1項並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。）第194条第5号の定めに基づき、変更後の当該事項を記載した書面（以下「本書面」といいます。）を備え置くことといたします。

なお、下線は変更箇所を示すものとし、特に断らない限り、事前備置書面で定義された用語は、本書面においても同一の意味を有するものとします。

<変更前>

5. 吸収合併存続法人に関する事項（投信法施行規則第194条第3号）

吸収合併存続法人において最終営業期間の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（投信法施行規則第194条第3号イ）

- ① 本投資法人は、本合併に伴い、決算期を現行の3月末日及び9月末日から2月末日及び8月末日に変更する旨の規約変更に係る議案を、2023年2月1日に開催する投資主総会において上程しております。当該規約変更に係る議案が投資主総会において承認された場合には、本投資法人における本合併の効力発生前の最終期の営業期間は2022年10月1日から2023年2月28日の5か月となります。

（後略）

<変更後>

5. 吸収合併存続法人に関する事項（投信法施行規則第 194 条第 3 号）

吸収合併存続法人において最終営業期間の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（投信法施行規則第 194 条第 3 号イ）

- ① 本投資法人は、本合併に伴い、決算期を現行の 3 月末日及び 9 月末日から 2 月末日及び 8 月末日に変更する旨の規約変更に係る議案を、2023 年 2 月 1 日に開催した投資主総会において上程し、当該規約変更に係る議案が投資主総会において承認されました。また、当該投資主総会及び 2023 年 1 月 31 日開催の MTH の投資主総会において本合併契約が承認されたことから、本合併の効力が発生することを条件として、決算期変更に係る当該規約変更の効力が本合併の効力発生日に生じることにより、本投資法人における本合併の効力発生前の最終期の営業期間は 2022 年 10 月 1 日から 2023 年 2 月 28 日の 5 か月となります。

（後略）

以上